

東京工業大学すずかけ台J3棟整備等事業 入札説明書等の訂正箇所及び訂正内容(第3回)

平成 21 年 7 月 31 日に公表した「東京工業大学すずかけ台 J 3 棟整備等事業 入札説明書等」に関し、次のとおり訂正する。

【入札説明書 別添資料 入札金額の算定方法及びサービス対価の支払方法等】

ページ	節・項	訂正箇所	訂正内容
3	2. (1) 2) BOT 施設整備費相当	基準金利は午前 10 時時点の東京スワップレファレンスレート (TSR) として Telerate17143 ページに掲載されている <u>6 ヶ月 LIBOR ベース 6 年もの (円/円) 金利スワップレート</u> とする。	基準金利は午前 10 時時点の東京スワップレファレンスレート (TSR) として Telerate17143 ページに掲載されている <u>6 ヶ月 LIBOR ベース 12 年もの (円/円) 金利スワップレート</u> とする。
5	2. (2) 2) ③維持管理費相当の支払手続	<p>事業者は、支払額の通知受領後速やかに大学に請求書を送付し、... サービス対価を支払う。</p> <p>※以下の文章を追加する。</p> <p><u>ただし、その他の費用のうち「土地の使用に係る固定資産税相当額」の支払手続等は以下のとおり実施する。</u></p> <p><u>ア) 大学から事業者への「土地の使用に係る固定資産税相当額」の支払</u></p> <p><u>大学から事業者を支払う維持管理費相当額のうち「土地の使用に係る固定資産税相当額」は前年度の 1 月 1 日時点の土地所有者として大学が横浜市に納付する固定資産税納付額の当該土地相当分 (以下、「固定資産税納付額」という。) の 2 分の 1 ずつを事業者を支払う。(例えば、平成 24 年 1 月 1 日時点の固定資産税納付額の 2 分の 1 ずつを平成 24 年 11 月及び翌平成 25 年 5 月に大学は事業者を支払う。)</u></p> <p><u>ただし、最終支払期 (平成 36 年 5 月) の維持管理費相当額の支払いに加えて、大学から事業者を支払う「土地の使用に係る固定資産税相当額」と事業者から大学へ支払う固定資産税相当額との事業期間の通算金額がそれぞれ一致するよう調整するため、その差額を平成 36 年 1 月 1 日時点の固定資産税納付額決定後、大学は事業者を支払う (「土地の使用に係る固定資産税相当額」が固定資産税相当額を上回る場合は、事業者から大学に支払う)。</u></p> <p><u>イ) 事業者から大学への固定資産税相当額の支払</u></p> <p><u>事業者は、平成 25 年度から平成 36 年度にわたり毎年度 6～8 月に、事業契約書第 9 条第 2 項に基づき締結する使用貸借契約に基づき、大学が発行する請求書に従い固定資産税相当額を大学に支払う。なお、当該請求額は、前年度の 1 月 1 日時点の固定資産税納付額と同額とする。(例えば、平成 25 年 6 月～8 月に事業者が大学に支払う固定資産税相当額は平成 25 年 1 月 1 日時点の固定資産税納付額と一致する。)</u></p> <p><u>なお、固定資産税の課税標準額は見直しが見込まれるため、大学から事業者を支払う「土地の使用に係る固定資産税相当額」についても契約額の改定が行われることに留意すること。</u></p>	

【資料1 事業契約書(案)】

ページ	節・項	訂正箇所	訂正内容
52	別紙10 2.(3) 固定資産税相当額の改定	(3) 固定資産税相当額の改定 別紙13 第5条に定める固定資産税相当額を改定する場合には、当該改定額に応じてその他の費用を改定する。	(3) <u>土地の使用に係る固定資産税相当額の改定</u> <u>土地の使用に係る固定資産税相当額は、別紙8に基づき2.(2) ③支払手続に定める方法により改定する。</u>

【資料2 要求水準書】

ページ	節・項	訂正箇所	訂正内容
16	I. 2. (4) 3) ア ③ 照明制御	b. 初期照度に対する照度補正を行う方式とする。また、調光装置を設置する。調光は連続調光とし、その室の基本となる器具を調光する事を原則とする。蛍光灯を調光する場合は5～100%調光とする。	b. 初期照度に対する照度補正を行う方式とする。また、調光装置を設置する。調光は連続調光とし、その室の基本となる器具を調光する事を原則とする。蛍光灯を調光する場合は5～100%調光とする。 <u>ただし、コンパクト型電球を使用する場合は、35～100%調光として差し支えないものとする。</u>
別表1 の4頁	C. (a) (2) ホーム分 電盤 コンセント用欄	各電源種別毎に必要な容量のブレーカーを記入数値以上計画する。主幹電源容量は、記入の消費電力以上確保すること。なお、記入の消費電力は、機器定格消費電力量合計を示す。	各電源種別毎に必要な容量のブレーカーを記入数値以上計画する。主幹電源容量は、記入の消費電力以上確保すること。なお、記入の消費電力は、機器定格消費電力量合計を示す。 <u>また、記入された単相200V20A回路は電気給湯器用であり、全てにコンセントを設置する。</u>
別表2 -1の 3頁	J3 2F 207室 J3 2F 210室	(1) 室面積の欄 <u>47.90</u> (2) 単位数(居室等)の欄 <u>2</u>	同欄 <u>71.78</u> 同欄 <u>3</u>
別表2 -1の 9頁	J3 12F 1217室 J3 13F 1314室	(1) 室面積の欄 <u>47.85</u> <u>62.37</u> (2) 単位数(居室等)の欄 <u>2</u> <u>2</u>	同欄 <u>71.78</u> <u>71.78</u> 同欄 <u>3</u> <u>3</u>
別表2 -3の 7頁	J3 9F 918室	(1) 実験盤 実験機器用(コンセント回路含む)単相100V消費電力計の欄 <u>267.2 kVA</u>	同欄 <u>26.72 kVA</u>

【資料5 様式集】

ページ	節・項	訂正箇所	訂正内容
5	3.(7) 事業計画に係る提案書	・事業計画に係る提出書類は、関連するファイルを一括保存した <u>電子媒体 (CD-R 又は DVD-R 等) 一式とともに封印して提出すること。</u>	・事業計画に係る提出書類は、関連するファイルを一括保存した <u>電子媒体 (CD-R 又は DVD-R 等) 一式を3部提出すること。</u>
6	3.(8) 施設整備及び維持管理業務に係る提案書	・施設整備に関連するファイルを一括保存した <u>電子媒体 (CD-R 又は DVD-R 等) 一式も提出すること。</u>	・施設整備に関連するファイルを一括保存した <u>電子媒体 (CD-R 又は DVD-R 等) 一式を3部提出すること。</u>
6	3.(9) 設計図面、透視図	・下記図面を保存した <u>CD-ROM 一式も提出すること。</u>	・下記図面を保存した <u>電子媒体 (CD-R 又は DVD-R 等) 一式を3部提出すること。</u>
3 6	様式 6-4_BOT 施設に係る金利支払についての提案	※1 基準金利は平成21年9月14日の午前10時現在の東京スワップレファレンスレート (TSR) として、Telerate17143 ページに掲載されている <u>6ヶ月 LIBOR ベース6年もの (円/円) 金利スワップレート</u> を活用して決定するものとし、	※1 基準金利は平成21年9月14日の午前10時現在の東京スワップレファレンスレート (TSR) として、Telerate17143 ページに掲載されている <u>6ヶ月 LIBOR ベース12年もの (円/円) 金利スワップレート</u> を活用して決定するものとし、
4 1	様式 6-9_事業収支及び資金収支計算書	(記載上の留意事項) ※4 金額については <u>千円未満を四捨五入で、</u>	(記載上の留意事項) ※4 金額については <u>一円未満を切捨て、本様式での記載表示は千円単位で四捨五入してください。</u>
6 5	様式 7-3-10_建築計画の概要と特徴 (構造計画・外構計画を含む)	—	※1 <u>J3棟とは別に、J2棟の改修部分の建築・構造・外構の細目についても記載ください。</u>
6 6	様式 7-3-11_電気設備計画の概要と特徴	—	※1 <u>J3棟とは別に、J2棟の改修部分の電気設備の細目についても記載ください。</u>
6 7	様式 7-3-12_機械設備計画の概要と特徴	—	※1 <u>J3棟とは別に、J2棟の改修部分の機械設備の細目についても記載ください。</u>
—	—	—	「様式6-9別添 サービス対価の金額と支払スケジュール」を様式集に追加します。 当該様式は大学ホームページにて公表します。